

令和元年7月30日

各位

東京都千代田区外神田二丁目16番2号
日本ライトン株式会社
代表取締役社長執行役員 又 川 鉄 男

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主であるLITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION(中文名称:光寶科技股份有限公司)(以下「LOT」といいます。)から、令和元年7月29日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員(LOT及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その有する当社の普通株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部をLOTに売り渡すことの請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)を行う旨の通知を受け、同日、会社法第370条による決議(取締役会の決議に代わる書面決議)によって、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称: LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION
(光寶科技股份有限公司)
住所: 中華民国台北市内湖区瑞光路392号22階
(中華民国台北市内湖区瑞光路392號22樓)
2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
LOTは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき240円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)
令和元年8月27日
6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。なお、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてLOTが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価の支払いを実施するものとします。

以 上